

# 地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

(あて先) 所 沢 市 長

届出者 住所

氏名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採	}	について、下記により届け出ます。
---	---	------------------

### 記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日                      平成 年 月 日
- 3 行為の完了予定日                      平成 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>
建 は 築 工 物 作 物 の 建 築 建 設 又 設	(イ)	行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設)		(新築・改築・増築・移転)	
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合 計	
	(Ⅰ)	敷地面積			m <sup>2</sup>
	(Ⅱ)	建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(Ⅲ)	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(Ⅳ) 高さ	(Ⅴ) 用 途			
地盤面から	(Ⅵ) 垣又はさくの構造				
m					
(3) 建築物等の用途の変更		(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
		m <sup>2</sup>			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5) 木竹の伐採		伐採面積			m <sup>2</sup>

## 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。